

排出事業者の皆さまへ

産業廃棄物の適正処理について

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、廃棄物の減量に努めなければなりません。また、物の製造、加工、販売等にあたっては、その製品・容器等が廃棄物となった場合にその適正処理が困難になることがないようにする責務があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物を排出した事業者（排出事業者）が産業廃棄物を自ら処理しない場合、産業廃棄物処理業者に委託して処理することを認め、運搬にあたっては産業廃棄物収集運搬業者に、処分にあたっては産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならないほか、委託基準を遵守する必要があります。また、産業廃棄物の委託には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を記載、交付しなければなりません。このほか、産業廃棄物の処理については、保管基準、処理基準（収集運搬基準、処分基準）等に従って行う必要があります。

このパンフレットは、事業者が適正処理を行うにあたって必要な上記の事項について記載したものです。ぜひ、御活用ください。

<問い合わせ先>

大津市御陵町3番1号

大津市 環境部 産業廃棄物対策課

H P <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/index.html>

TEL 077-528-2062

FAX 077-523-1560

E-mail otsu1710@city.otsu.lg.jp

大津市環境部産業廃棄物対策課

1 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

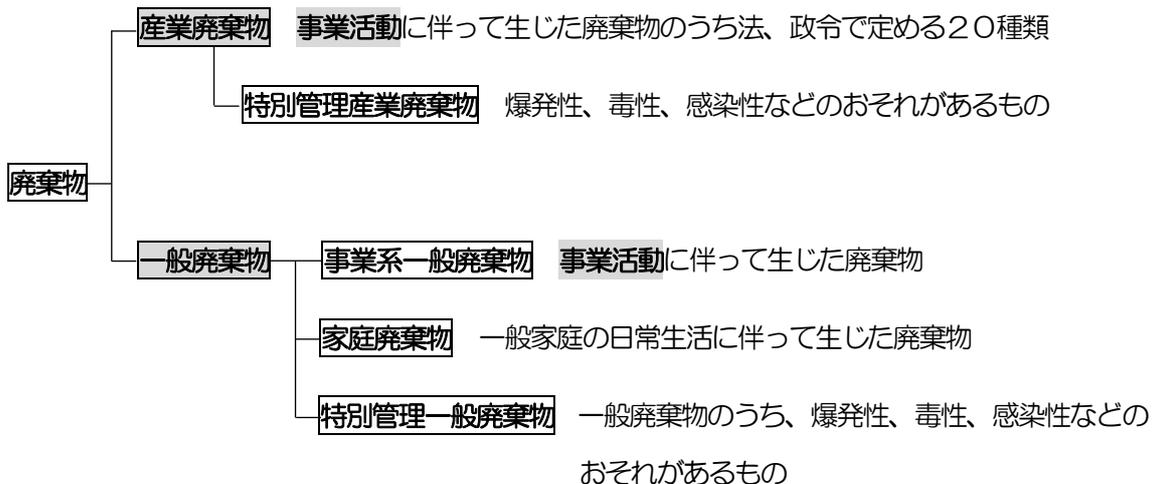
〔注1〕 次のものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではありません。

- 気体状のもの
- 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

〔注2〕 「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいいます。

2 廃棄物の分類

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。



3 産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法、政令で定める20種類であり、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

廃棄物の処理は、産業廃棄物は排出事業者が、一般廃棄物は市町村が、それぞれ責任を負うこととされています。

4 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物

産業廃棄物、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものを、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として定め、特別な扱いをすることとしています。

5 産業廃棄物の種類と具体例

<産業廃棄物>

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト、洗車場汚泥、建設汚泥
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、耐火レンガくず、廃石膏ボード、陶磁器くず
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、DXN 特措法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設において集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医療品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処分場において処分した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）		

前頁の産業廃棄物の種類に分類されるもののうち、以下に該当するものについては、通常の産業廃棄物と比較して、より厳しい基準（保管、収集運搬、処分等）が適用されます。

石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。石綿を含む建材であって、廃石綿等に該当しないもの（飛散性のない石綿スレート管、Pタイル、窯業系サイディングなど）。対象となる産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類が想定される。
水銀使用製品産業廃棄物	水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもの。（ボタン電池、医療用計測機器類、蛍光灯、水銀スイッチ・リレー、ワクチン保存剤（チメロサル）が産業廃棄物となったものなど）
水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は15mg/L）を超えて含有するもの。

6 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

<特別管理産業廃棄物>

種 類		説 明
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸		pH2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ		pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物（*）		病院、診療所等から排出される感染性的のある又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃油
	PCB汚染物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが付着し又は封入されたもの 廃プラスチック類：PCBが付着し又は封入されたもの 金属くず：PCBが付着し又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが付着したもの がれき類：PCBが付着したもの
	PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの
	廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(*) 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	鉱さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの

種 類		説 明
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので、飛散のおそれがあるもの
	燃え殻(*)	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの
	ばいじん(*)	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの
	廃油(*)	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
	汚泥、廃酸、 廃アルカリ(*)	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの

(*)排出元の施設限定あり

7 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場についてはこの限りではありません。(法第12条の2第8項)

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は以下のとおりです。(法第12条の2第9項、施行規則第8条の17)

- 理学、薬学、工学、農学等の一定の学歴に加え、廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を有するもの
 - 感染性産業廃棄物のみを扱う場合は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士の資格を有するもの
 - 上記と同等以上の知識を有すると認められるもの（天津市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了者をいう。）
- ※参照 URL https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/haishutu_tokuseki/index.html

II 排出事業者が産業廃棄物を 保管・運搬・処分 する場合

排出事業者が産業廃棄物を保管・運搬・処分する場合、以下に記載した基準（保管基準、収集運搬基準、処分基準等）に従って処理を行う必要があります。

1 保管基準

廃棄物の保管とは、一時的なものであり、下記の保管基準に従って生活環境保全上支障が生じないように、適正に管理しなければなりません。

また廃棄物の処分方法や処分先等の処理計画が定められていないときは、不法投棄や不適正処理と見なされます。



(1) 周囲に囲いが設けられていること

- 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、構造耐力上安全であること。
- コンテナやバクカンなどの容器に入れて保管する場合は、ラインを引くなど範囲を明示する。
- 容器に入っていて、飛散、流出の恐れがない場合は、簡易な網やロープも可能。
- 水分の多い汚泥や粒度の細かい廃棄物の保管はコンクリート等の囲いが必要。

(2) 掲示板を設置すること

- ①【排出場所】屋内保管の場合、屋外で容器に入れて保管する場合
産業廃棄物の保管場所である旨、保管する廃棄物の種類※1、
保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を記載

60センチ以上

〈掲示例〉

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	株〇〇工業 担当：大津太郎 大津市△△町 1-2 電話 077-5□□-3456

60センチ以上

- ②【排出場所】屋外で容器を用いずに保管する場合
項目は①の他に 最大保管高さ（次ページ【模式図】㊦）を記載

〈掲示例〉

最大保管高さ	20m
--------	-----

- ③【排出場所以外】屋外で容器を用いずに保管する場合
項目は①の他に 最大保管高さ（次ページ【模式図】㊦）、保管数量の上限（1日あたりの平均搬出量の7日分※2）を記載

〈掲示例〉

最大保管高さ	20m
保管数量の上限	30m ³

※1 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載します。

※2 一日あたりの平均的な搬出量とは、

例 総搬出量(120m³)、前月(30日)の場合 120m³÷30日=(1日)4m³

- 前月の産業廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除した数量で計算します。
- 新たに開始する場合、休止していた場所を再開する場合は、計画搬出量を平均的な搬出量とします。
- 搬入量に比べ、搬出量が極端に少ない場合は不適正保管となり改善命令の対象となります。

(3) 飛散、流出、地下浸透、悪臭が生じないよう措置をとること

- 保管によって汚水が発生するおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等必要な設備を設け、底面を不透性の材料で覆うこと。
- 屋外において産業廃棄物を容器に入れずに保管する場合は、次のようにすること。

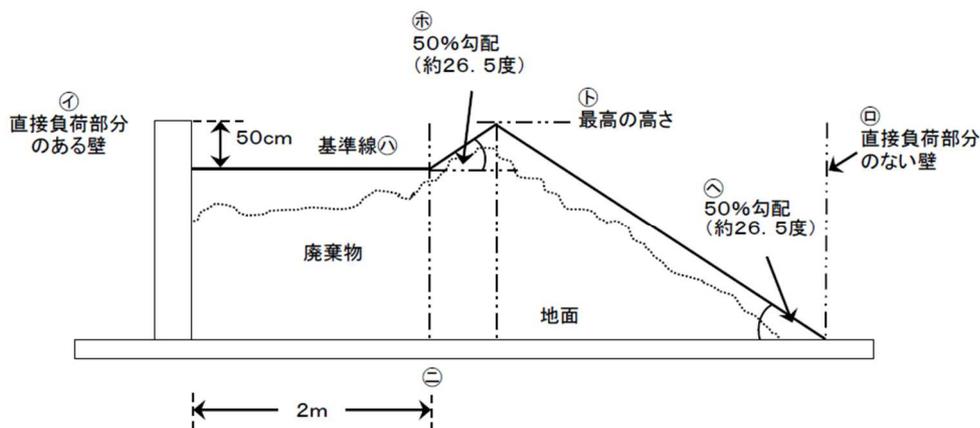
保管する廃棄物が囲いに接しない場合（下図【模式図】㊸）

囲いの下端から勾配 50%以下（下図【模式図】㊹）（勾配 50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約 26.5 度）

保管する廃棄物が囲いに接する場合（下図【模式図】㊺）（直接、壁に負担がかかる場合）

囲いの内側 2m（下図【模式図】㊻）は囲いの上端より 50cm（下図【模式図】㊼）の線以下とし、2m以上の内側は勾配 50%以下（下図【模式図】㊽）とする。

模式図



(4) ねずみ、蚊、ハエ等害虫が発生しないようにすること

2 処理基準

(1) 収集・運搬の基準

① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。また、悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障が生じないようにすること。

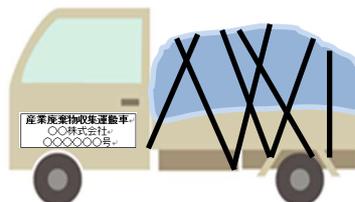
② 車両の表示義務について

産業廃棄物を収集運搬する際には、運搬車の両側面に次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物処理業者に委託して運搬する場合
<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示 • 排出事業者の名称 	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示 • 収集運搬業者の名称 • 許可番号（下6桁以上）
<p>(見本)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">5cm 以上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px auto; width: 80%;"> 産業廃棄物収集運搬車 ○○株式会社 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">3cm 以上</div> </div>	<p>(見本)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px auto; width: 80%;"> 産業廃棄物収集運搬車 有限会社○○商会 ○○○○○○号 </div> </div>

<注意点>

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・車両の両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること



<表示方法>

- ・特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示しても問題ありません。
- ・マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。
- ・左右で表示位置が違ってても、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。
- ・表示する字は原則として印刷された文字になります。
- ・産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号は使用禁止です。

③書類の携帯義務について

産業廃棄物の収集運搬車は、次の書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物処理業者に委託して運搬する場合
<p>次の事項を記載した書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称及び住所 2 運搬する産業廃棄物の種類、数量 3 運搬する産業廃棄物を積載した日 4 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 5 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先 	<p>紙マニフェストの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 2 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し <p>電子マニフェストの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電子マニフェスト使用証 2 運搬する産業廃棄物に関する情報 3 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
<p>(見本)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■氏名又は名称及び住所 〇〇株式会社 滋賀県大津市〇〇町〇〇番〇号</p> <p>■産業廃棄物の種類・数量 廃プラスチック 〇トン</p> <p>■積載日 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>■積載した事業場 〇〇工場 滋賀県大津市〇〇町〇〇番〇号 電話 077-520-1234</p> <p>■運搬先の事業場 〇〇リサイクルセンター 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 電話 0000-0000-0000</p> </div>	<p>(見本)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>産業廃棄物管理票 (マニフェスト)</p> </div>

<書面例>

- ・排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。
- ・電子マニフェストを利用している場合、運搬している産業廃棄物に関する情報（運搬する産業廃棄物の種類及び数量、運搬を委託した者の氏名又は名称など）については、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。
- ・処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくても問題ありません。

②処分の基準

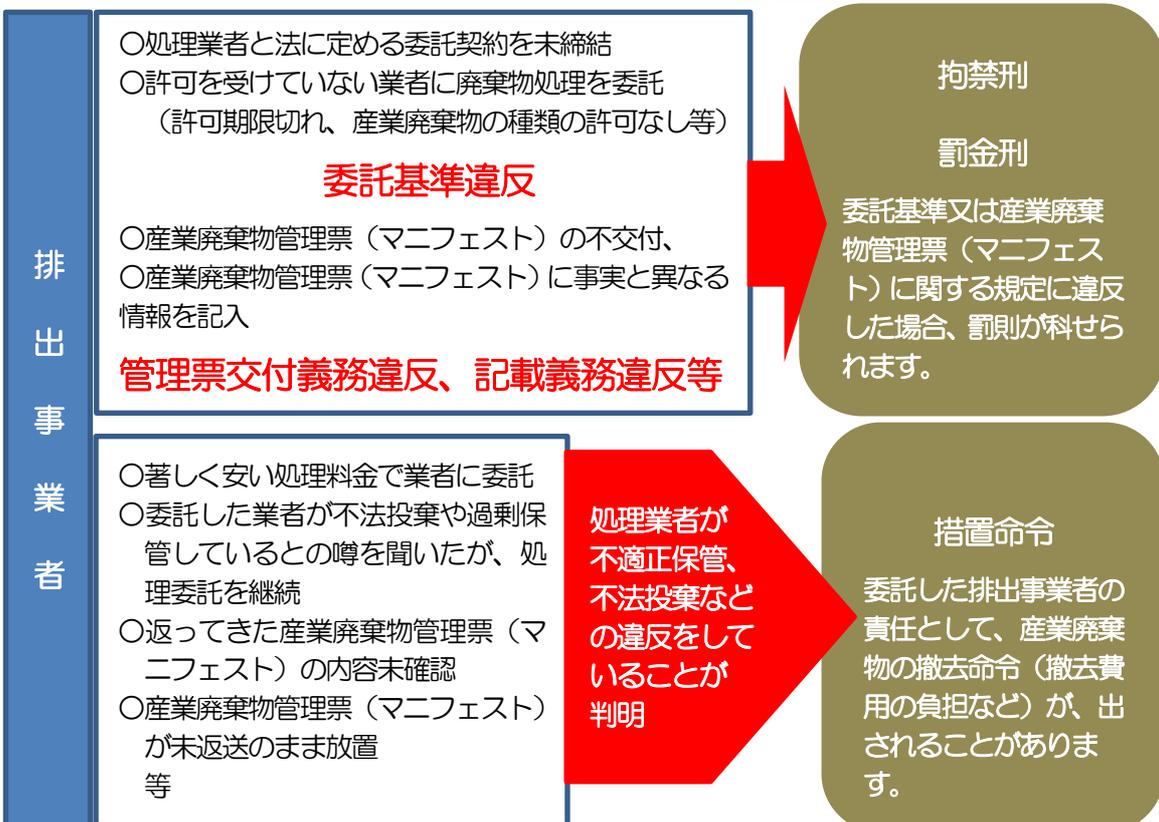
- ①産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ②悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずること。
- ③許可が必要な処理施設
 - ア 焼却施設（廃棄物処理法第15条第1項に該当するもの）
 - イ 破碎施設（廃棄物処理法第15条第1項に該当するもの）
 - ウ 最終処分場 全ての最終処分場で法の許可が必要
 - エ その他の施設 処理する廃棄物の種類・処理方法ごとに基準あり
- ④産業廃棄物の処分のために保管を行う場合は、産業廃棄物保管基準のほか次の事項に従うこと。
 - ア 保管量が、処理施設の1日あたりの処理能力の14日分を超えないこと。
 - イ 掲示板に、保管上限の数量を表示すること。
- ⑤石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分又は再生する場合の方法については、別途省令、施行規則で定められた方法により行うこと。

3 委託基準

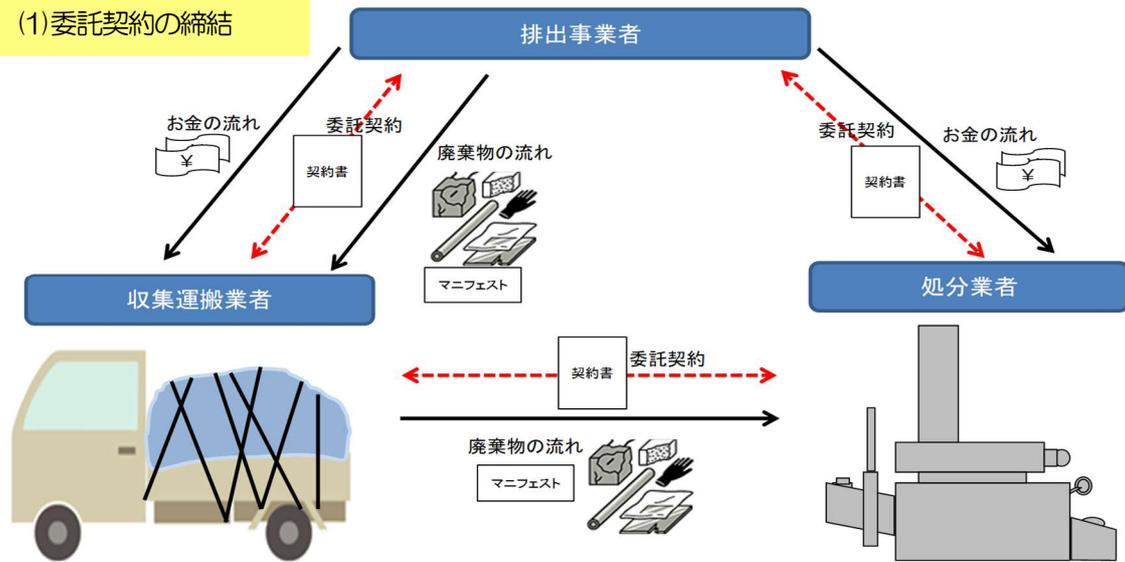
事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集・運搬、処分を他人に委託する場合は、委託基準（許可業者への処理委託、委託契約等）に従わなければなりません。

処理を委託しても、事業者は産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理が不適正に行われないう、必要な措置を講ずることが求められており、責任を問われることがありますので、注意が必要です。

排出事業者が責務を十分果たしていない場合（一部抜粋）



(1) 委託契約の締結



- ①委託契約は法に定める委託基準に基づき、事前に書面にて行うこと。
※口頭での契約は、禁止されています。
- ②排出事業者は、委託する産業廃棄物が産業廃棄物の処理業の許可証に書かれている事業の範囲に含まれているかを確認し、収集運搬業者・処分業者のそれぞれと二者間で契約を行うこと。
※ただし、収集運搬及び処分を同一の業者に委託する場合は一つの契約書で行うことができます。
- ③収集運搬については、積み込む場所と卸す場所それぞれの収集運搬業の許可を受けた者を行うこと。
- ④処分については、処分業の許可を受けた者を行うこと。
- ⑤契約書は、契約終了の日から5年間保存すること。

※委託する際の注意事項

特別管理産業廃棄物の処理を委託する際には、受託業者は通常の産業廃棄物の許可とは別に、特別管理産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可が必要となります。必ず受託業者が特別管理産業廃棄物を取扱う許可を有していることを確認してください。

なお、特別管理産業廃棄物の具体例については3~4ページの表を御参照いただき、その他御不明な点がございましたら産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

(2) 委託契約書に記載すべき事項

- ①委託する産業廃棄物の種類、数量
- ②運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地
積替保管を行う場合は、その場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限
- ③処分又は再生を委託する場合は、その処分等の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
- ④中間処理委託の場合は、最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
- ⑤委託契約の有効期間
- ⑥料金（数量及び単価）
- ⑦受託業者の許可の事業範囲（収集運搬、処分の別、取り扱える廃棄物の種類）
- ⑧受託業者が適正な処理を行うための情報提供に関する事項（性状、荷姿、性状変化（腐敗・揮発等）、石綿含有廃棄物であること、パソコン等の有害物質含有マークに関する事項等）
- ⑨情報提供に関する事項に変更があった場合の伝達方法

- ⑩運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項
- ⑪契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ⑫業務受託者の許可証の写し等の書面の添付

(3) 委託業者の許可証の

業務受託者の許可証の写しにより、次の事項を確認し、適正な処理が可能かどうか、廃棄物の種類ごとに確認してください。

(収集運搬業の例)

許可番号 第 11500000000 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 滋賀県大津市〇〇町△番□号

氏名(法人にあっては
名称及び代表者の氏名) 株式会社〇△サービス
代表取締役 大津 花子

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを認す。

大津市長 ●●●●●●●●●● **印**

許可の年月日 平成 30 年 12 月 2 日
許可の有効年月日 平成 35 年 12 月 1 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀はいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。
積替えのための保管を除く収集運搬
事業の区分: 積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類
プラスチック類/紙くず/木くず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず(工作物の断片、空盤又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず/工作物の断片、空盤又は除去に伴って生じたコンクリートの断片その他これに類する廃棄物(石綿含有産業廃棄物を含む。)(以上 6項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀はいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に係る。)
「余白」

3. 許可の条件
「余白」

4. 許可の更新又は変更の状況
平成 25 年 12 月 2 日 更新許可
平成 30 年 12 月 2 日 更新許可

5. 積み替え許可の有無 無
(積み替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

- ①知事(市長)名
管轄する都道府県市の長の氏名が記載されます。
収集運搬の場合、積み込む場所と卸す場所の両方の許可があるかどうかを確認する。
- ②許可の年月日
申請に基づき、積み込む場所及び卸す場所を管轄する自治体が許可を行った年月日が記載されます。
- ③許可の有効期限(期限切れになっていないか)
期限は、従前の許可日の5年後(優良産業廃棄物処理業者にあつては7年後)となります。
- ④事業の区分
収集運搬業では積替・保管の有無、処分業では破砕など許可された業の範囲を示しています。
- ⑤産業廃棄物の種類
事業の区分ごとに取り扱える種類を記載しています。

(4) 委託に係る通知

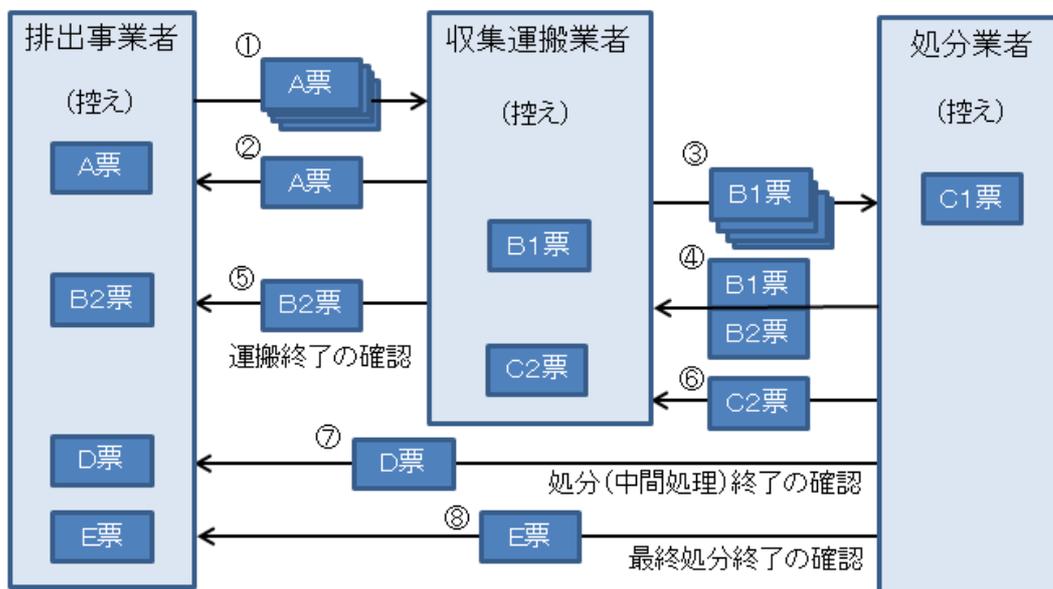
排出事業者は、委託する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報を、委託先業者に周知しなければなりません。

- ①産業廃棄物においては、契約書に含めること。特別管理産業廃棄物については、別途事前に文書で通知すること。
- ②周知方法は「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(環境省)」を参考に、廃棄物データシート(WDS)に、当該廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、通常保管状況下での性状変化(腐敗・揮発等)、他の廃棄物との混合により生ずる支障、化学物質及び石綿含有産業廃棄物の含有、取扱い上の注意事項等を記載し情報提供することが考えられます。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

- ①排出事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）を交付しなければなりません。
- ②排出事業者は、交付した管理票の写し（A票）を、交付した日から5年間保管しなければなりません。
- ③産業廃棄物の処理を受託した処理業者は、次の工程の処理業者への産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を回付し、自らが受託した処理が終了したことを記載した管理票の写しを排出事業者及び前の工程の処理業者に送付しなければなりません。
- ④排出事業者は、送付を受けた管理票を、写し（A票）と照合し記載事項を確認することで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことの確認をします。送付を受けた管理票は、受け取った日から5年間保存しなければなりません。

<管理票の流れ>



<廃棄物引渡しするとき>

①排出事業者は、管理票に必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物とともに管理票の全てを収集運搬業者に渡す。

②排出事業者は、収集運搬業者の署名が入った【A票】を控えとして受け取り、保存する。

<運搬終了後>

③収集運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付する。

④処分業者は、署名後【B1・B2票】を収集運搬業者に返却する。

⑤排出事業者は、運搬終了後10日以内に送付された【B2票】を保存する。

<処分終了後>

⑥処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を収集運搬業者に送付する。

⑦排出事業者は、処分終了後10日以内に送付された【D票】を保存する。

⑧排出事業者は、最終処分終了の確認後10日以内に送付された【E票】を保存する。

(2)管理票の写しの送付期限

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票、D票	交付日から 90日	交付日から 60日
E票	交付日から180日	交付日から180日

上記の期限が過ぎても管理票が戻らない場合や、写しの内容に虚偽や不十分な記載がある場合は、運搬又は処分の状況を排出事業者自ら把握しなければなりません。

またその処理業者への指示や催促、都道府県市の長へ事実関係の報告書（措置内容等報告書）を提出しなければなりません。これらの適切な措置を怠り、委託先の業者が不適切な処分を行った場合、排出事業者も措置命令の対象になります。

(3)電子マニフェストの利用

管理票の代わりに、電子情報のやりとりで運用する「電子マニフェスト」を利用することができます。

電子マニフェストのシステムは、インターネット経由でマニフェストを交付するシステムであり、環境大臣から「情報処理センター」の指定を受けた公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが、JWNET の名称でこのシステムを一括管理・運用しています。利用者はJWNET にインターネット経由でアクセスして、マニフェスト情報を管理できます。

※電子マニフェストに関するお申し込みやお問い合わせ
・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）
URL：<https://www.jwnet.or.jp/index.html>

(4)管理票交付状況の報告

排出事業者は、前年度1年間における管理票の交付状況について、6月30日までに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を、大津市長に提出することが義務付けられています。

（電子マニフェストを使用した場合、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから大津市長へ提出されるため、事業者が提出する必要はありません。）

5 処理の状況に関する確認

産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために、排出事業者は委託者として処理の把握に努めなければなりません。

例えば、管理票の記載内容に誤りがないか、管理票の返送期限が守られているかのように管理票を確認することが求められます。

また、努力義務として以下のように委託先において処理が適正に行われていることの確認が求められます。

- ・処理を委託した（特別管理）産業廃棄物処理業者の施設を実際に訪問して、処理の工程や清潔度などの評価、書類の保管状況や顧客対応の確認
- ・優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた業者に処理を委託している場合、その業者による産業廃棄物の処理状況や、産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されているときには、その情報により適正処理が行われていることを間接的に確認

6 帳簿の記載及び保存

(1)対象

- ①特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
- ②産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者
- ③排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者

(2)注意事項

- ①帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了すること
- ②帳簿は1年ごとに備え、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること
- ③管理票を時系列的に保存し、廃棄物の適正な管理に努めること

(3)記載事項

産業廃棄物の種類ごとに、運搬及び処分の区分に応じて作成する。

- ①運搬の場合は、当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
 - ②処分の場合は、当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
- ※運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、区分に応じそれぞれの記載事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

7 多量排出事業者による（特別管理）産業廃棄物処理計画書等の作成

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）である事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出する必要があります。

また、計画書を提出した事業者は、翌年度に（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書を提出し、その実施状況を報告しなければなりません。

※前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者が処理を委託する場合には、電子マニフェストの使用義務があります。

8 県外産業廃棄物事前協議制度

滋賀県外から大津市内に1年間（4月1日から翌年3月31日まで）に200トン以上の産業廃棄物を持込む場合（中間処理施設を含む）、「大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、事前協議を実施していただく必要があります。

また、事前協議を実施した事業者は、当該1年間における処分実績について、翌年度に報告しなければなりません。

(1)事前協議等が必要な者

滋賀県外で発生した産業廃棄物（年間 200 トン以上）を大津市内で処理しようとする排出事業者（排出事業者には、産業廃棄物中間処理業者を含みます。）

(2)事前協議制度

①県外産業廃棄物を市内で最終処分しようとする排出事業者

要綱第 3 条第 1 項に基づき必要書類を添付した協議書を処分しようとする 15 日前までに提出し、 通知書の交付を受けなければなりません。

②県外産業廃棄物を市内で中間処理した後、市外へ搬出しようとする排出事業者

要綱第 4 条第 1 項に基づき必要書類を添付した届出書を あらかじめ提出し、 受理されなければなりません。

※参照 URL <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/jigyousya/1392685101242.html>

Ⅲ 大津市への報告

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付状況等報告

対象	前年度中に産業廃棄物管理票を交付した事業者
提出物	産業廃棄物管理票交付等状況報告書
期限	毎年度6月30日まで
URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/jigyousya/1389792363634.html

○措置内容等報告

対象	交付した管理票のうち委託業者から運搬終了・処分終了等の管理票の写しが所定の期間を過ぎても交付されない場合、虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた場合又は委託業者から処理困難通知を受けた場合の事業者
提出物	措置内容等報告書
期限	30日以内
URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/s/20918.html

○多量排出事業者による（特別管理）産業廃棄物処理計画及び処理計画実施状況報告

対象	前年度に年間1,000トン以上の産業廃棄物又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業場を設置している事業者
提出物	産業廃棄物処理計画書 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
期限	毎年度6月30日まで ※なお、報告された計画及び実施状況は大津市のホームページで公表します。
URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/jigyousya/1442562788705.html

○県外産業廃棄物の市内搬入処分等の実績報告

対象	前年度に事前協議を実施した事業者
提出物	県外産業廃棄物の市内処分等実績報告書
期限	毎年度6月30日まで
URL	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/jigyousya/1392685101242.html